

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案について

1. 現行制度の概要

技能検定は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項及び職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号。以下「政令」という。）第 2 条の規定に基づき、平成 23 年 4 月現在 136 職種が設けられている。

2. 改正の趣旨

今般、「金属研磨仕上げ」職種、「製材のこ目立て」職種、「竹工芸」職種、「ガラス製品製造」職種、「れんが積み」職種、「コンクリート積みブロック施工」職種及び「建築図面製作」職種について、技能検定の受験申請者数が少ないことから、技能検定を行う職種から除くものである。

3. 改正の内容

職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号）別表第 1 から「金属研磨仕上げ」職種等の合計 7 職種を削除し、当該職種に係る技能検定を廃止する。

（技能検定を廃止する職種）

金属研磨仕上げ
製材のこ目立て
竹工芸
ガラス製品製造
れんが積み
コンクリート積みブロック施工
建築図面製作

4. 施行期日

・ 公布の日

廃止職種：竹工芸、コンクリート積みブロック施工、建築図面製作

※ 当該 3 職種は、今後、技能検定試験が実施されないこととなっているため、速やかに施行する。

・ 平成 24 年 3 月 31 日

廃止職種：金属研磨仕上げ、製材のこ目立て、ガラス製品製造、れんが積み

※ 当該 4 職種は、平成 23 年度中に技能検定試験が実施されることとなっているため、施行期日を平成 23 年度末とする。

5. 参考

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）においても、廃止職種に係る規定を削除することとしている。

技能検定職種の廃止について

技能検定制度とは

技能検定は、職業能力開発促進法に基づき、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する制度であり、厚生労働大臣が、政令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、平成23年4月1日現在136職種（うち14職種については民間の指定試験機関に試験業務を行わせている。）。これらについては、時代のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直し等を毎年行っている。

社会のニーズ等に合わせて技能検定職種の見直しが必要

＜既存の技能検定職種について＞

「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」

（平成17年12月21日・規制改革会議）（抄）より

- ・ 民間参入のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきか検証し、見直しを行うべきである。

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日・閣議決定）（抄）より

- ・ 技能検定制度について、既存の職種については、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行うこと。

＜技能検定職種を統廃合する要件＞

「平成18年度技能検定職種等のあり方に関する検討会報告書」（抄）より

検定職種の統廃合に当たっては、「技能検定を開始してから一定の年数を超えた職種であって、かつ、受検者数が特に少ない職種」を検討の対象とすること。

○ 廃止

基本的に、次のような場合には、廃止の方向で検討すること。

- ・ 当該技能に対する需要や当該技能を必要とする製品の需要等が減少し、今後ともその需要の増加が見込めないこと。
- ・ 当該技能を有する人材に対する需要が減少し、今後ともその需要の増加が見込めないこと。
- ・ 技能検定試験の実施等において、業界団体等の協力が得られないこと。

今回廃止する職種 （計7職種）

- ・ 金属研磨仕上げ職種
- ・ 製材のこ目立て職種
- ・ 竹工芸職種
- ・ ガラス製品製造職種
- ・ れんが積み職種
- ・ コンクリート積みブロック施工職種
- ・ 建築図面製作職種

廃止職種に係る受検申請者数の推移等について

1 廃止職種の概要

「金属研磨仕上げ」とは、鉄、ステンレス鋼等の洋食器、器物等の研磨対象物に研磨剤を接触させ磨き上げる作業を行う職種である。

「製材のこ目立て」とは、製材作業に使用するのこの切れ味を良くし、それを維持する作業を行う職種である。

「竹工芸」とは、ざる、かご等の日用品類、花器等を竹材を割って組み立て製作する作業を行う職種である。

「ガラス製品製造」とは、溶解したガラス生地を吹きざおに取り、空気を吹き込んで所要の形状に成形する等の作業を行う職種である。

「れんが積み」とは、れんがを用いて門柱等の建築物の築造を行う作業を行う職種である。

「コンクリート積みブロック施工」とは、コンクリート積みブロックで、直線部及び曲部を有する構造の擁壁を施工する作業を行う職種である。

「建築図面製作」とは、平面図、立面図、断面図、展開図、各部詳細図等の建築物の製図及び写図の作成を行う作業を行う等の職種である。

2 受検申請者数の推移等

対象となる7職種の受検申請者数は、いずれも6年平均の受検者数が20人以下の状況にあり、低調に推移している。また、関係業界団体について、おしなべて検定受検者数の増加に向けた業界としての自発的な取り組みや合格者の活用に係る意識がそれほど強いとは認められなかった。

職種	6年平均 受検申請 者数	受検申請者数					
		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
金属研磨仕上げ	7	-	18	-	25	-	-
製材のこ目立て	6	-	-	-	-	-	36
竹工芸	8	-	20	-	-	25	-
ガラス製品製造	9	-	33	-	22	-	-
れんが積み	13	-	22	-	30	-	28
コンクリート積みブロック施工	3	-	12	-	5	-	2
建築図面製作	20	34	23	12	32	2	18

技能検定職種一覧表（136職種）

平成23年4月1日現在

	技能検定職種
建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、れんが積み、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、建築図面製作、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
窯業・土石関係	ガラス製品製造、陶磁器製造
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、金属研磨仕上げ、切削工具研削、製材のこ目立て、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、木工機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係	機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、竹工芸、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係	製版、印刷、製本
その他	<u>ウェブデザイン</u> 、 <u>キャリア・コンサルティング</u> 、 <u>ピアノ調律</u> 、 <u>ファイナンシャル・プランニング</u> 、 <u>知的財産管理</u> 、 <u>金融窓口サービス</u> 、 <u>着付け</u> 、 <u>レストランサービス</u> 、 <u>ビル設備管理</u> 、 <u>園芸装飾</u> 、 <u>ロープ加工</u> 、 <u>情報配線施工</u> 、 <u>化学分析</u> 、 <u>印章彫刻</u> 、 <u>ガラス用フィルム施工</u> 、 <u>塗料調色</u> 、 <u>義肢・装具製作</u> 、 <u>舞台機構調整</u> 、 <u>工業包装</u> 、 <u>写真</u> 、 <u>調理</u> 、 <u>ビルクリーニング</u> 、 <u>ハウスクリーニング</u> 、 <u>産業洗浄</u> 、 <u>商品装飾展示</u> 、 <u>フラワー装飾</u>

注：下線の14職種については、指定試験機関（民間機関）において実施することとなっている。